

(表1) 16年3月期における不良債権等の状況

(単位:兆円)

	金融再生法開示債権			個別貸倒 引当金	不良債権 処分損
		破産更生等債権 及び危険債権	要管理債権		
都銀・長信銀・信託	13.8 (6.9)	6.8 (2.2)	7.0 (4.7)	2.6 (0.4)	3.5 (1.6)
うち主要11行	13.6 (6.6)	6.7 (2.1)	7.0 (4.5)	2.4 (0.4)	3.5 (1.6)
地域銀行	12.8 (1.9)	8.7 (1.1)	4.1 (0.8)	2.9 (0.2)	1.9 (0.4)
小計(全国銀行)	26.6 (8.7)	15.5 (3.2)	11.1 (5.5)	5.4 (0.6)	5.4 (1.3)
協同組織金融機関	8.0 (1.2)	6.0 (0.5)	2.0 (0.6)	2.3 (0.2)	0.6 (0.1)
合計(預金取扱金融機関)	34.6 (9.9)	21.6 (3.8)	13.0 (6.1)	7.8 (0.8)	6.0 (1.4)

- (注) 1. ()内は、15年3月期からの増減額。
2. 主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたもの。
3. 地域銀行には、埼玉りそな銀行を含む。
4. 計数は、みずほグループ各行、UFJ銀行、西日本銀行、福岡シティ銀行の再生専門子会社分を含む。
5. 金融再生法開示債権における協同組織金融機関には、信農連等を含まない。